

「北海道－サハリン航路」旅行企画造成支援事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、日ロフェリー定期航路利用促進協議会（以下「協議会」という。）が北海道とサハリン州を結ぶ航路を活用した旅行企画造成支援事業助成金の交付に関して、必要な事項を定める。

(助成の目的)

第2条 この助成金は、北海道（小樽港・稚内港）とサハリン州（ホルムスク港・コルサコフ港）を結ぶ定期又は不定期の航路（以下「サハリン航路」という。）を活用した募集型旅行企画の造成を支援し、サハリン航路の利用促進に寄与することを目的とする。

(助成の対象)

第3条 協議会会長（以下「会長」という。）は、次の条件を全て満たすパンフレット、チラシ等の印刷物（以下「パンフレット等」という。）の作成及び新聞や雑誌等への広告を掲載する旅行会社等（以下「事業者」という。）に対して、印刷費や広告費の一部を予算の範囲内で助成を行うものである。

- (1) 小樽港又は稚内港を出発地及び帰着地とした定期便又はチャーター便を利用する募集型旅行企画商品の参加者を募集するためのものであること。
 - (2) 広告については、新聞・雑誌等広く一般に発行されている媒体に掲載又は折込されるものであること。（インターネットにより周知される広告は除く。）
 - (3) 小樽港又は稚内港を利用した旅行商品以外の旅行商品と併せて掲載する場合には、当該商品が他商品と明確に区分されていること。
 - (4) サハリン航路をPRする文言が記載されていること。
 - (5) 申請者は、当該募集型旅行企画する事業者であること。
- 2 申請者が多数の場合は、日ロフェリー定期航路利用促進協議会会員を優先するものとする。
- 3 助成の期間は、当該年度の運航スケジュールが公表されてから8月31日までに納品又は新聞や雑誌等に掲載されるものであること。

(対象経費)

第4条 助成対象経費は、パンフレット等の作成及び広告の掲載に要する経費であって、次の経費とする。

- (1) パンフレット等の作成に要する経費とは、パンフレット等の企画デザインに係る経費及び印刷に係る経費とし、パンフレット等の送料・梱包料等は含まない。
ただし、同一のパンフレット等に助成対象外の旅行商品などが掲載されている場合は、助成対象となる旅行商品掲載部分と面積比により作成経費を按分して対象経費を算出するものとする。
- (2) 新聞等の広告の掲載に要する経費とは、広告の企画デザインに係る経費及び掲出に係る経費とし、同一の広告に助成対象外の旅行商品が掲載されている場合は、助成対象となる旅行商品掲載部分との面積比により掲載経費を按分して対象経費を算出する。

(助成額)

第5条 助成金の交付額は助成対象経費の1/2以内、上限額を50千円とする。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を、パンフレット等の場合は納品後に、もしくは広告の場合は広告掲載後14日以内に、それぞれ会長に提出するものとする。なお、助成の申請は、1事業者につき1回限りとする。

(助成の決定)

第7条 会長は、前条に係る申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 申請者は、交付決定通知書受領後速やかに請求書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第9条 会長は、申請者から前条の請求書を受理し、審査のうえ適当と認めるときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の取消等)

第10条 事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成決定の全部または一部を取り消すものとする。この場合事業者は、当該取消に係る助成金に相当する額を速やかに返還しなければならない。

(助成の終了)

第11条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年5月31日から施行する。

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

日ロフェリ一定期航路利用促進協議会会長 様

[申請者]

所在地: ー

事業者名:

代表者: 印

担当者職・氏名

電話番号

「北海道ーサハリン航路」旅行企画造成支援事業助成金交付申請書

次のパンフレット・募集広告等の作成にあたり、北海道ーサハリン航路を活用した募集型旅行企画造成支援事業助成金の交付を受けたいので、「北海道ーサハリン航路」旅行企画造成支援事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添付して申請します。

助成申請額 金 円

○ パンフレット・募集広告等の内容

作成経費又は広告掲載経費	金 円
作成部数又は広告媒体の配布枚数	部
納品日又は広告掲載日	平成 年 月 日
運航期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
便(種別)	定期便 ・ チャーター便
利用する運航会社名	
出航から帰港までの航路(寄港地)を記載	

○ 添付する書類

ア 作成したパンフレット、募集チラシ、新聞広告等

イ 作成部数及び経費の支払いを証明する書類

(パンフレット名や印刷部数が明記された請求書又は領収書の(写))

(送付先) 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

日ロフェリ一定期航路利用促進協議会事務局

(北海道総合政策部交通政策局物流港湾室内)

TEL: (011) 231-4111内23-845 FAX: (011) 232-4643

様式第2号

平成 年 月 日

(申 請 者) 様

日ロフェリー定期航路利用促進協議会会長

「北海道－サハリン航路」旅行企画造成支援事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった北海道－サハリン航路を活用した募集型旅行企画造成支援事業助成金については、「北海道－サハリン航路」旅行企画造成支援事業助成金交付要綱第7条の規定により交付することとしましたので、通知します。

旅 行 商 品 名 等	
運 航 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
作成部数又は広告媒体の配布枚数	
便(種別)及び利用する運航会社名	
助 成 金 の 額	金 円

○ この交付決定通知書を受領した後は、速やかに請求書(様式第3号)を提出してください。

(送付先) 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

日ロフェリー定期航路利用促進協議会事務局

(北海道総合政策部交通政策局物流港湾室内)

TEL: (011) 231-4111内23-845 FAX: (011) 232-4643

様式第3号

平成 年 月 日

日口フェリ一定期航路利用促進協議会会長 様

[申請者]

所在地： ー

事業者名：

代表者： 印

担当者職・氏名

電話番号

「北海道－サハリン航路」旅行企画造成支援事業助成金請求書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった北海道－サハリン航路を活用した募集型旅行企画造成支援事業助成金について、「北海道－サハリン航路」旅行企画造成支援事業助成金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり助成金を請求します。

助成金交付決定額及び請求額	金	円
助成金振込先銀行	銀行	支店
口座種別及び口座番号		
名義人（フリガナ）		

(送付先) 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

日口フェリ一定期航路利用促進協議会事務局

(北海道総合政策部交通政策局物流港湾室内)

TEL: (011) 231-4111内23-845 FAX: (011) 232-4643